

第 8 0 号 議 案 品 川 区 家 庭 的 保 育 事 業 等 の 設 備 お よ び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

1 改 正 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）により栄養士法が改正された。

- ・従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかった。
- ・改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士の免許の取得が不要となった。
- ・栄養士法の改正を踏まえ、栄養士の配置等を求めている、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても要件を満たすように改正(令和7年4月1日施行)された。国の基準改正に伴い、区の基準について改正を行う。

2 改 正 内 容

「栄養士」の配置を求めている規定において、「管理栄養士」を追加することとする。

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（第 17 条）

家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う際に求めている栄養士による献立指導等について、栄養士免許を有しない管理栄養士であっても基準を満たすことができることとする。

3 改 正 案

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施 行 日

公布の日

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制および調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等またはその他の施設、保健所、区等の栄養士<u>または管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士<u>または管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする。</p> | <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制および調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等またはその他の施設、保健所、区等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(4) 利用乳幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1) 連携施設</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人または関連法人が運営する小規模保育事業もしくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> | <p>(4) 利用乳幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1) 連携施設</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人または関連法人が運営する小規模保育事業もしくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校</p> |